

後期高齢者医療制度の保険料

75歳以上の方、65歳以上から75歳未満で一定の障がいがあり加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

- 問い合わせ
- ・ 県後期高齢者医療広域連合 ☎052-955-1227
 - ・ 役場 保険医療課 内線158



保険料の計算方法

$$\text{均等割額} + \text{所得割額}$$

45,379円 + (所得金額 - 33万円) × 8.76%

	均等割額	所得割率	保険料の上限額
平成30・31年度	45,379円	8.76%	62万円
平成28・29年度	46,984円	9.54%	57万円

保険料

保険料率は、2年ごとに見直しを行っており、平成30年・31年度の保険料率は次のとおりです。

■被扶養者だった方の保険料の特例（国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く）

後期高齢者医療被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は当面の間課せられません（年額2万2600円）。

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下（被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合）	8割軽減	9,075円
33万円以下（8割軽減に該当しない場合）	8.5割軽減	6,806円
33万円 + (28万円 × 被保険者数) 以下	5割軽減	22,689円
33万円 + (51万円 × 被保険者数) 以下	2割軽減	36,303円

※65歳以上の方の公的年金所得は、年金の所得から15万円を控除した金額で判定
※従来の9割軽減は、平成31年度は8割軽減に変更

均等割額の軽減

納付方法

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納めます。

納期限							
第8期	第7期	第6期	第5期	第4期	第3期	第2期	第1期
3月2日(月)	1月31日(金) <small>令和2年</small>	12月25日(水)	12月2日(月)	10月31日(木)	9月30日(月)	9月2日(月)	7月31日(水)
							納期限

■普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを！

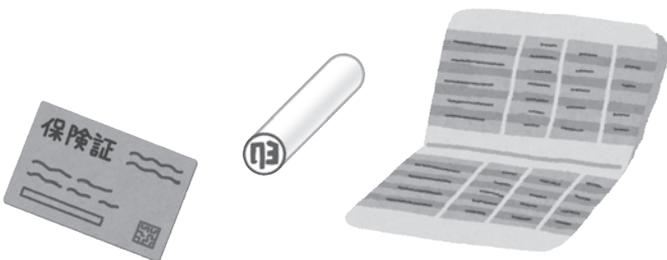
口座振替の手続きは、通帳、通帳の届出印を持参し、役場または金融機関に直接申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めていただいた方も再度手続きが必要です。

■特別徴収

次の全てに該当する方は、原則年金から天引きされます（年6回偶数月）。

- ・ 年額18万円以上の公的年金受給者
- ・ 介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

※保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、役場保険医療課で手続きしてください。



医療費受給者証の更新申請書等の提出はお済みですか？

有効期限が平成31年7月31日（令和元年7月31日）の母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方に、「更新申請書」を郵送し、7月5日までに保険医療課へ提出していただくようご案内しています。

※母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方で、平成31年1月1日現在東浦町に住所のない方は前住所地で発行された所得証明書の添付が必要となります。

「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができませんので、まだ提出がお済みでない方は早急に提出をお願いします。引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい受給者証を送付します。

●問い合わせ 保険医療課 内線153

令和元年度 国民年金保険料免除などの受付開始

令和元年度の免除などの受付を7月1日から開始します。免除対象期間は、令和元年7月分から令和2年6月分までです。申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請ができます。

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが困難な場合や、過去に申請を忘れていたなど未納期間がある方は、問い合わせ先へ相談してください。

なお、免除申請期間に対応する前年所得に基づいて所得審査が行われます。

●持ち物

- ・マイナンバーカードまたは通知カード、もしくは年金手帳
- ・印鑑（認印）
- ・失業などの特例免除を申請する場合は、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のうちいずれか1点（コピーも可）

●申請先・問い合わせ

- ・半田年金事務所 ☎0569-21-2375
- ・役場 保険医療課 内線155

青色に変更!

被保険者証の更新



現在お使いの後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日です。8月からは被保険者証の色が青色に変わります。新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。

医療機関の窓口で 支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の1割です。ただし、課税所得が年額145万円以上ある世帯は3割負担となります。医療費が自己負担限度額を超えたときは、後から高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてくださいます。

み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、提示すると医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請ができます。現在お持ちの方で、8月以降も対象となる方には7月中旬に郵送します。



負担区分		自己負担限度額(1か月あたり)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割負担	現役並み所得者 Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【140,100円※1】	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【93,000円※1】	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)【44,400円※1】	
1割負担	一般	18,000円 年間上限 (8月~翌7月) 144,000円	57,600円 【44,400円※1】
	低所得者(住民税非課税世帯)	Ⅱ	24,600円
		Ⅰ	15,000円

※1…過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あったときの4回目以降の限度額です。